

学校内での感染防止対策の強化  
(令和4年1月18日～まん延防止等重点措置終了まで)

## 1 考え方

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、

① 接触機会を減らす

特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する

② マスクを外す活動を制限する

特に、感染リスクが高いとされている活動は行わない

上記の観点から対策を強化

## 2 教育活動

・県外での活動は行わない

なお、既に計画済の行事については、感染防止対策を徹底する

・保護者等を学校内に招く行事（※進路指導は除外）は行わない

（学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする）

必要ならオンラインも検討

・既に計画済の修学旅行は、行き先の状況で実施の可否を判断

（行き先で感染が発生した場合の対応を十分確認のうえ実施すること）

## 3 部活動

・活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行わない

・練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない

（公式試合に向けた県内での練習試合は可）

・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止

## 4 高等学校入試の日程

推薦入学・特色選抜：令和4年2月16日（水）、17日（木）（別室受検有）

学力検査：令和4年3月11日（金）、12日（土）（別室受検有）

追検査（①全日制及び定時制の学力検査、②多部制のⅡ期試験A）：令和4年3月28日（月）

【別室受検の受検資格】

保健所等から濃厚接触者とされた者で、①PCR検査（行政検査）陰性、②受検当日無症状、③公共交通機関を利用しない、のすべての条件を満たしている場合

【追検査の受検資格】

（1）検査日当日に新型コロナウイルス感染症と診断され、治癒していない者

（2）検査日当日に保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者

（参考）

市町教育委員会に対し、受検を控えた中学3年生の学習機会を確保するため、中学校における感染防止対策の徹底及び学習スタイルの工夫、学習支援等を要請

## 【感染拡大対策のために改めて周知徹底するもの】

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合は登校させない。  
(学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置)

なお、感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、欠席扱いしない。

(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル)

出席停止期間中には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。

- ・進学のための受験が本格化することから、受験先等の感染状況や都道府県等の対応を十分に確認し、感染防止対策を徹底するとともに、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて周知する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

濃厚接触者の待機期間について、学校等が社会機能維持者の所属する事業者に追加された（令和 4 年 1 月 19 日付け厚生労働省通知）が、学校教育活動を円滑かつ計画的に運営する観点から、出勤がより確実に見込まれる、「保健所等の指示を基本に 10 日間の待機として対応する」という従来の方針とする。